

つくばスマートシティ協議会視察受入れに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）が協議会の事業について、協議会会員以外の者による視察（以下「視察」という。）を受け入れる場合の手続並びに料金の額及び徴収方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(視察の申込)

第2条 視察を希望する者（以下「視察希望者」という。）は、つくばスマートシティ協議会視察申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を視察を希望する日（以下「視察希望日」という。）の2か月前までに会長に提出するものとする。

(視察の対価等)

第3条 会長は、視察の受入に係る対価（以下「視察費」という。）として、1団体につき1日60,000円を徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該視察の受入れが直接又は間接に協議会の事業活動の促進又は会員の利益の増進に資すると会長が認めるときは、視察費を徴収しないことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、当該視察の受入れについて、協議会又は会員が負担する実費があるときは、会長は、視察者に対し、当該実費を負担させることができる。

(視察の受入に係る決定)

第4条 会長は、第2条の規定による申込を受けたときは、視察希望者と視察の内容について調整を行い、視察の受入の可否並びに視察費及び前条第2項の規定により協議会に支払うべき費用（以下「視察費等」という。）の額を決定し、視察受入決定通知書（様式第2号）により、当該視察希望者に通知するものとする。

(徴収方法等)

第5条 視察費等は、視察希望日の1か月前までに、協議会が指定する金融機関の口座に振り込むことにより、支払うものとする。この場合において、支払に必要となる振込手数料その他の費用は、視察希望者の負担とする。

2 前項の規定により支払われた視察費等は、いかなる理由があっても返還しない。

附 則

この規程は、令和5年9月26日から施行する。